

# 民族と階級に関する一考察

—ナショナリズムとマルクシズム—

丸

山

敬

一

## 目次

- 一 はじめ
- 二 マルクス、エンゲルス
- 三 レーニン
- 四 スターリン

五 ルクセンブルク

六 バウアー

七 むすび

### 一 はじめに

「階級」の立場に立つマルクス主義と「民族」の立場に立つナショナリズムは本来全く異質な運動であった。それゆえ、マルクス主義者の民族理論とは、「民族」の立場に立つナショナリストに対して、「階級」の立場に立つマルクス主義者が、いかなる態度をとるべきかという問題であった。その場合あくまでもプロレタリアート第一主義の立場に立ち続ける限り、民族問題には戦略戦術論的にしかアプローチできなかつた。民族運動をプロレタリアートの解放運動のために利用するという態度である。これはマルクス、エンゲルスからレーニン、スターリンを貫く態度である。<sup>(1)</sup>直面する民族問題の具体的な解決策を探ろうとし、民族自治論を唱えたため、階級的立場を離れて、ナショナリストの立場に移行せざるをえなかつたのがオーストロ・マルクス主義者の立場である。一方で、階級的立場を強調し、民族共通の課題はありないと主張しながら、他方で、ポーランドの民族自治を唱えたために階級的立場と民族的立場のジレンマに陥つたのがローザ・ルクセンブルクである。以下順次検討していこう。

(1) レーニン、スターリンの唱えた民族自決権の要求も一定の時と場所においては、民族問題の具体的な解決策となりうるが、後にみると、彼らはマルクス主義者として中央集権的巨大国家形成の方向を歴史の発展方向とみていたため、小民族の

独立には反対であった。彼らの自決権の承認は、小民族の独立要求のエネルギーをプロレタリア革命運動の一翼に動員しようとする戦略戦術論にすぎなかつた。

## 二 マルクス、エンゲルス

マルクス、エンゲルスの主要関心事はプロレタリアートの解放であつて、民族の解放ではなかつた。だが、マルクス主義の誕生した一九世紀は、同時にナショナリズムの時代でもあつたから、彼らは決して民族問題に無関心であつたわけではない。彼らはさまざまの所で民族問題に言及している。『共産党宣言』の中には、民族という現象一般に対するマルクス、エンゲルスの基本的姿勢が述べられている。「諸国民の民族的な差異と対立とは、ブルジョアジーの発展につれて、商業の自由や、世界市場や、工業生産とこれに対応する生活諸関係の一様化につれて、すでに次第に消滅しつつある。プロレタリアートの支配は、ますますこれを消滅させるであろう」<sup>(1)</sup>。ここには諸民族間の差異や対立は、資本主義の発展とともにますます消滅するであろうという展望が述べられている。社会主義になれば、この傾向はさらに一層強まるであろうというわけである。このような民族の接近・融合・消滅論は、マルクス主義の民族観の伝統となり、後にカウツキーによって強く主張され、レーニン、スターリンと受け継がれていくことになった。

『共産党宣言』は上掲の引用文に続けて、また次のようにいう。「一個人が他の個人を搾取することがなくなれば、それに応じて一民族が他の民族を搾取することもなくなる。民族内部の階級対立がなくなれば、民族相互間の敵対関係もまたなくなる」<sup>(2)</sup>。ここには民族間の搾取や対立は、階級間の搾取や対立の廃止によつて自然になくなるものであるという楽天的な見解がみられる。両者は関数関係にあり、階級問題が独立変数であり、民族問題は従属変数なのである。このように民族をすべて階級によつて一元的に説明し切ろうとする態度も『共産党宣言』以後ほとんどのマル

クス主義者の知的伝統となつた。

つまり、マルクスとエンゲルスは、『共産党宣言』の中で民族という現象一般に対して次のような見方をしていたのであった。①民族は資本主義の発展、さらには社会主義への移行とともにますます接近し融合し消滅するものである。②民族問題は階級対立の解消とともにおのずから解決されるものである。以上二点を要するに、民族問題はマルクス、エンゲルスにとって第一義的な問題ではなく、あくまでも副次的な問題にすぎないのであった。民族問題の解決は、プロレタリア革命が成功し、社会主義社会が実現した後に「おのずから」可能なのであるから、マルクス主義者は当面まず階級の解放のために全力を挙げるべきだというのである。

マルクス、エンゲルスは、こうした民族一般に対する見解を提出しただけでなく、当時ヨーロッパに存在したさまざまな民族問題にも言及した。第一に挙げるべきはポーランド問題である。当時ポーランドはロシア、プロシア、オーストリアの三国によつて完全に分割されていた。このポーランドを独立した国家として再興すべきかが社会主義者にとっても大きな問題であった。マルクス、エンゲルスの両人はポーランド再興に一貫して賛成であった。それはロシア・ツアーリズムを封じ込めようとする彼らの革命戦略から出たものであった。当時世界の反動勢力の牙城はロシア・ツアーリズムであった。これを西ヨーロッパから切り離すことなしには、ヨーロッパ革命は幻想にとどまる。そのために彼らはポーランドを再興してロシアに対する西ヨーロッパの防壁にしようとしたのであった。いわゆる「ポーランド防壁論」である。この見解を最も的確に示すものは、マルクスの次の演説である。「ヨーロッパの選ぶ道は、二つのうち一つしかない。モスクワに率いられるアジア的野蛮が、雪崩のようにその頭上に襲いかかるか、それともポーランドを再興し、こうすることによって二千万の英雄によってアジアからわが身を守り、自己の社会的改造を完成するための時間をかせぐべきか」<sup>(3)</sup>。

マルクス、エンゲルスのトルコ帝国に対する態度も、ポーランド論と同様、彼らのロシア観によって規定された。「反動の砦」であり、「ヨーロッパの憲兵」であるロシア・ツァーリ帝国はまた、伝統的政策として南下政策、すなわちコンスタンチノープルをツアーリグランドと呼んで、モスクワ、ペテログラードと並ぶ第三の都にしようとする政策をもっていた。もしもこの政策が成功し、ロシアがコンスタンチノープルを手に入れるようになつたら、ヨーロッパは一体どうなるであろうか。エンゲルスの次の言葉が彼らの懸念を最も的確に表現している。

「もしもロシアをしてトルコを手に入れさせたなら、ロシアの力はほとんど一倍半に増加し、ヨーロッパの他の部分と一緒にしたものよりも優勢となる。そんなことになつたら、それは革命運動にとって言語に絶した災難となるであろう。トルコの独立を保全すること、そしてありうべきトルコ帝国の崩壊の場合にロシアの併合企図を阻止することは、最も緊急な課題である」<sup>(4)</sup>。

このように「ポーランドの再興」と「トルコ帝国の保全」とが、ロシア・ツァーリズムの進出を阻止するという観点から主張されていたのであつた。ロシア・ツアーリズムこそは西ヨーロッパの革命のための最大の障害であったからである。

このようにプロレタリア革命の利益を何よりも重視し、もっぱらこの観点から個々の民族運動に対する態度を決定するというのが、マルクス、エンゲルスの一貫したスタンスであつた。

こうした姿勢はアイルランド問題に対するマルクスの態度にも現れている。彼は一八六九年にエンゲルスに宛てて次のように書いていた。「長い間私は、イギリスの労働者階級が政権を掌握することによってアイルランドの制度を倒すことができると信じてきた。……ところがいっそう深く研究した結果、私は今ではその反対を確信するようになつた。イギリスの労働者がアイルランドを放棄しないうちは、彼らは何ひとつなしとげないだろう。テコはアイルラン

ドで入れられなければならない。それゆえ、アイルランドは全体としての社会運動にとつて実に重要なものとなる」。<sup>(5)</sup>

この見解をさらに一步進めて、マルクスは翌年ニューヨーク在住の友人たちに宛てて次のように書いている。「僕が何年もアイルランドの問題を調べてきてえた結論は、イギリスの支配階級に対する決定的な打撃（また、それは全世界の労働運動にとって決定的）は、イングランドではなくて、アイルランドでしか加えることはできないということです」。<sup>(6)</sup>「アイルランドの民族的解放は、イングランドの労働者階級にとって、抽象的な正義とか人道的感情の問題ではなくて、彼ら自身の社会的解放の第一条件である」。<sup>(7)</sup>

これらをみると、マルクスがアイルランドの独立をイギリス労働者階級の利益（ひいては全世界の労働者階級の利益）という観点から支持していたことが明らかである。彼らはこうしてあくまでも階級的立場を貫いたのであつた。

最後に、マルクス、エンゲルスと民族自決権の関係を考察しておこう。兩人が一貫して民族自決権を主張していたかのように説く人々がいるからである。しかし、このような見解は、兩人が——とりわけエンゲルスが——終生「歴史なき民族」の理論を堅持していたという事実によって無残にも打ち砕かれる。この理論は、とりわけエンゲルスの執筆になるといわれる「マジャール人の闘争」<sup>(8)</sup>と「民主的汎スラヴ主義」<sup>(9)</sup>という二つの論文の中に典型的にみられるものであるが、民族自決権との関連では、一八六六年のエンゲルスの「労働者階級はポーランドについてなにをすべきか」と題する『コモンウェルス』編集者宛の手紙<sup>(10)</sup>をみると有益である。この中でエンゲルスは、ヨーロッパの諸民族を次の三つに分けていた。①すでに国民国家を形成し終わっている民族、すなわちフランス、スペイン、イギリス、スカンディナヴィア諸国、②これから国民国家を形成し得べき民族、イタリア、ポーランド、ドイツ、ハンガリー、③今までたつても国民国家を形成する能力を示さない民族、つまり、「歴史なき民族」、すなわちオーストリア・ハンガリー帝国内のチェック人、スロヴァキア人、スロベニア人、クロアチア人、セルビア人、ルーマニア

## 民族と階級に関する一考察（丸山）

ア人など、及び「衰亡民族の残片」とも呼ぶべき人々、すなわちスコットランド高地のゲール人やウェールズ人、フランスのブルターニュのケルト系住民、スペインのバスク人など。

これをみるとエンゲルスがヨーロッパの諸民族を二つの陣営に分けて考えていたのがわかる。自分の力だけで「国民となりうる民族」と自分の力だけでは「国民となりえない民族」である。エンゲルスによれば、「別個の国民として生存する権利」すなわち民族自決権を認められるのは、前者のみであり、後者の諸民族は前者の中に併合され、融合され、消滅していくのが歴史の必然だというのであった。これをみると、彼らがすべての民族の自決権を認めたなどとはとうていいえないことが明らかであろう。そもそもマルクス、エンゲルスに民族自決権などという概念があつたかどうかがすでに疑問であるが、仮にそのような権利を認めていたにしても、それはあくまでもヨーロッパの歴史的大国民に対しててのみ認められるにすぎないものであった。

- (1) 『マルクス＝エンゲルス全集』(大月書店) 四巻四九三頁。
- (2) 同右、同巻同頁。
- (3) 同右、一六巻二〇四頁。
- (4) 同右、九巻一六一七頁。
- (5) 同右、三一巻三三六頁。
- (6) 同右、同巻五四九頁。
- (7) 同右、同巻五五一頁。
- (8) 同右、六巻一六〇一一七二頁。
- (9) 同右、同巻二六六一一八四頁。
- (10) 同右、一六巻一五五一六五頁。

### 三 レーニン

レーニンはマルクス、エンゲルスと異なって、民族自決権を一貫して認めた。この権利はレーニン自身定義しているように、「政治的に分離して独立した国家を形成する権利」<sup>(1)</sup>である。だが、この権利を無条件に認めるとすればレーニンはナショナリズムに百パーセント譲歩していくことにならないだろうか。なぜといってナショナリズムの究極の目的は政治的独立にあるからである。それを百パーセント認めてしまえば、マルクス主義者としてのレーニンの立場は一体どこにあるのだろうか。

この間に答えるためにはレーニンの主張する民族自決権がどのような性格の権利であったのかを明らかにする必要がある。レーニンの民族自決権の性格は次の引用文の中みることができる。

「社会民主党があらゆる民族の自決権を承認するからといって、それは、あれこれの民族の国家的分離の得失を、それぞれ一つ一つの場合について社会民主主義者が自主的な立場から評価することを、決して否定するものではない。それどころか……まず第一に、なによりも社会主義を目指すプロレタリアートの階級闘争の利益を考慮に入れて、自主的な評価をくださなければならない」<sup>(2)</sup>。

この引用文から読み取ることは、①民族自決権はあらゆる民族に無条件に認められる。②しかし、この権利の行使は決して無条件ではなく、「社会主義を目指すプロレタリアートの階級闘争の利益」を考慮して決定されるべきである、という二点である。つまり、民族自決権の「保持」は無条件であるが、その「行使」は条件付きだというのである。このように民族自決権の「行使」に階級的立場から制限を設けることによって、レーニンはマルクス主義者としての自己の立場を守つたのであった。

問題は、ある民族の分離独立、つまり民族自決権の行使がプロレタリア革命の利益に合致しているか否かを一体誰、

が判定するのか、という点にある。とりわけ旧ソ連のように、中央に大ロシア民族が住み、周辺に百を越える少数民族の住む国において、各民族は全く独自に自分たちの自決権の行使を決定してよいのだろうか。そして、その行使が共産党中央のあるモスクワからみてプロレタリア革命の利益に合致していないと判断された時には一体どうなるのだろうか。モスクワはあくまでも各民族の自決権を尊重して彼らの独立を容認するのだろうか。それともその民族の自決権の行使は認められないとして、独立否定の行動に出ることができるのであろうか。この問題に対するレーニンの解答は、次の引用文に明らかである。

「もし国際政治にツアーリズムが圧倒的な影響力をもつていた時代に、マルクスが当面していた具体的な情勢がまたくりかえされ、たとえば若干の民族が（一八四八年にヨーロッパでブルジョア民主主義革命を開始したように）社会主義革命を開始し、他の民族がブルジョア反動の主要な支柱となるというような形をとるならば、われわれもまた、後者を敵とする革命的な戦争に味方し、それを『おしつぶす』ことに味方し、そのすべての前哨地点——そこにどんな小民族の運動が押し進められていようとも——を破壊することに味方しなければならない。……自決をも含めた民主主義の個々の要求は、絶対的なものではなくて、一般民主主義的な（今日では一般社会主義的な）世界的運動の一小部分である。個々の具体的な場合には、部分が全体に矛盾することもありうる。その時には、その部分を否認しなければならない」<sup>(3)</sup>。

ここには、社会主義革命に反対する反動的民族に対しては、革命戦争によりその自決権を否定してもよろしいといふことが明確に述べられている。社会主義革命のためとあらば、他国の政権を転覆することも辞さないし、他国の領土に侵攻することもありうるというのである。いわゆる「革命の輸出論」である。ここからみれば、一九二〇年の赤

軍のワルシャワ遠征も一九二一年の同じく赤軍のグルジア占領も、レーニン理論からの当然の帰結ということになる。以上の考察で、我々はレーニンの民族自決権論の性格を明瞭に知ることができた。それは以下の四点に要約できるであろう。<sup>①</sup>民族自決権の「保持」は、あらゆる民族に無条件に認められる。<sup>②</sup>しかし、その「行使」にあたっては、各民族はあくまでも「プロレタリア革命の利益」に合致するように行動しなくてはならない。<sup>③</sup>ある民族の自決権の行使が革命の利益に合致するかどうかはモスクワの共産党中央が判定することができる。<sup>④</sup>モスクワが革命の利益に反すると判定した少数民族の自決権の行使は、暴力を用いても否定することができる。レーニンは民族自決権にこのような条件を付けることによって、みずから階級的立場を貫させたのであった。

階級的立場を貫させようとすれば、民族自決権などを掲げず、初めからプロレタリアートの自決権のみを一元的に掲げる方がはるかに明快である。事実ボリシェヴィキの中にもプロレタリアートの自決権のみを一元的に掲げるべきだという人々もいたし、後にみるルクセンブルクもそうである。スターリンも途中で民族自決権からプロレタリアートの自決権の方に移行してしまっている。レーニンはなぜ民族自決権などを生涯にわたって主張し続けたのであろうか。それは戦略戦術論的配慮から出たものであった。当時のロシアの革命運動にとって、農民運動と民族運動は決定的な重要性をもつていた。レーニンは土地革命を求める農民のエネルギーと、民族独立を求める少数民族のエネルギーとともにツアーリズム打倒の同盟軍として獲得する必要性を十分に認識していた。そのために、彼は労農同盟論と民族自決権論とを主張したのであった。あくまでも階級的立場を堅持しながら、民族運動と農民運動にアプローチするという姿勢はマルクス、エンゲルスの伝統に沿うものであった。<sup>(5)</sup>

(1) 『レーニン全集』(大月書店) 一九巻一四七頁。

(2) 同右、同卷二四八頁。

(3) 同右、二二一卷三九八—九頁。

(4) たとえばブハーリンやピヤタコフなど。しかし、ブハーリンは一九二二—三年のグルジア問題ではレーニンを支持した。

(5) しかし、レーニンの民族自決権がそのような性格の権利であることを見抜いた少数民族のナショナリストは決してレーニンの味方にはならなかつたであろう。その本質を見抜かれてしまえば、レーニンの自決権論は戦略戦術論としても有効性をもちえなかつたのである。

#### 四 スターリン

スターリンはロシア革命前には、民族自決権は民族相互間では絶対的な権利であり、ある民族が他民族の民族問題に介入することはいかなる場合にも認められないという見解を強調していた。彼の主著『マルクス主義と民族問題』の中から一つを引用してみよう。

「自決権とは、民族の運命を決める権利をもつものは民族自身だけであるということ、民族の生活に強制的に干渉し、民族の学校その他の施設を破壊し、その風習や慣習を打ち破り、その言語を圧迫し、その諸権利を制限する権利をもつものは、誰一人いないということである」<sup>(1)</sup>。

スターリンが、革命の利益という観点からみて、たとえ個人として反対であつても、民族自決権の方を尊重するつもりであつたことは、次の文よりわかる。

「私は個人的には、たとえば外カフカーズの分離に対しても、外カフカーズやロシアにおける全般的な発展とか、またプロレタリアートの闘争の一定の諸条件とか、その他を考えて、反対意見を述べるであろう。しかし、もし外カ

フカーズの諸民族がなおも分離を要求するのであれば、もちろん彼らは分離することになろうし、また我々の側からの反対行動に出会うこともないであろう<sup>(3)</sup>。

スターリンはまた、他のところで、ある民族が革命の利益という観点からみて好ましくない方向に進んでいるとしても、外部からこの民族に力を用いて強制的に介入することはできないと説いている。彼は民族自決権の対外的絶対性をそれほどにまで確信していたのである。

「ロシアの諸民族があやまちのないようなものではなく、自分たちの生活をうちたてる仕事で、彼らがあれこれの誤りをおかすことがありうることは疑いない。ロシアのマルクス主義者の義務は、これらの誤りを彼ら諸民族に、なによりもまず、そのプロレタリアに指摘してやり、批判によって、説得によって、誤りを正すことに努めることである。しかし、なにびとも諸民族の内部生活に強制的に干渉し、力でもって彼らの誤りを『正す』権利はもっていない。諸民族は自分たちの内部生活の諸問題で絶対権をもっており、彼らは自分たちの希望どうりに身を処する権利をもつていてる」<sup>(3)</sup>。

このようなスターリンの立場に立てば、周辺諸民族がたとえ革命の利益に反する自決権の行使をするようなことがあっても、モスクワから軍隊を派遣してその自決を暴力的に叩きつぶすようなことはできないことになる。スターリンの方がレーニンよりも民族の立場により深くコミットしていたことになろう。

だが、ロシア革命後辺境地方に一斉に生まれ出た非ロシア系諸民族の政府が例外なく反ボリシェヴィキで、ヨーロッパの反革命軍と同盟し、ロシアからの完全な分離を要求するような事態になった時、スターリンは民族自決権を全面的に放棄し、プロレタリアートの自決権を一元的に掲げる道を選んだ。彼は一九一八年一月の第三回全ロシア労・兵・農代表ソヴィエト大会の演説で、この点を次のように明瞭に述べた。「自決の原則は、その民族のブルジョアジーの

自決権としてではなく、その勤労大衆の自決権として解釈されねばならない。自決の原則は、社会主義のための闘争の手段でなければならないし、社会主義の原則に従属しなければならない<sup>(4)</sup>。

さらに、一九一八年一一月の「十月変革と民族問題」と題する論文の中では、民族自決権とプロレタリアートの自決権は、二つの歴史的発展段階として位置づけられることになった。「『全権力を民族ブルジョアジーに』というスローガンを掲げる民族自決の古いブルジョア的理解が、革命の過程そのものによつて暴露され、投げ捨てられることになった。『全権力を被圧迫民族の勤労大衆に』というスローガンを掲げる民族自決の原則の社会主義的理解が、全面的に承認され、適用の可能性を得ることとなつた」<sup>(5)</sup>。ここにいう「民族自決の原則の社会主義的理解」とは、プロレタリアートの自決権の主張にほかならない。スターリンは、いまや「プロレタリアートの自決権」のみを主張すべきであつて、「民族自決権」は時代遅れのものとして投げ捨てられるべきだ、というのだ。

スターリンは、この立場から、やがて周辺諸民族の分離に反対していくことになる。「現在の国際的条件のもとで辺境地方の分離を要求することが全く反革命的であることを理解するには、ロシアから分離したグルジア、アルメニア、ボーランド、フィンランドなどが、独立の外觀だけを保ちながら、実際には連合國の無条件的な家臣になつてしまつたのを見るだけで十分であるし、またウクライナとアゼルバイジャンが、前者はドイツ資本の、後者は連合国の大食になつたという最近の歴史を思い出すだけで十分である」<sup>(6)</sup>。たしかに、この一節のみられる論文「ロシアの民族問題に関するソヴィエト権力の政策」の中で、辺境諸民族の民族自決権は名目的には否定されていない。依然としてスターリンは、「ロシアの辺境地方、これらの辺境地方に住んでいる民族や種族は、他のあらゆる民族と同じように、ロシアから分離する固有の権利をもつてゐる」と述べているからである。だが、民族人民委員たるモスクワのスターリンが、辺境地方の分離を要求するのはきわめて反革命的であり、革命の利益が分離の権利に優越すると主張してい

る以上、分離権が単なる名目上の権利にとどまらざるをえないのは明らかであろう。モスクワからプロレタリアートの自決権が一元的に主張される時、周辺諸民族は実質的な分離独立権を失うのである。

- (1) 『スターイン全集』(大月書店) 二巻三四四頁。
- (2) 同右、三巻七三頁。
- (3) 同右、四巻五三頁。
- (4) 同右、四巻五三頁。
- (5) 同右、同巻一八八頁。
- (6) 同右、同巻三八五六六頁。
- (7) 同右、同巻三八六頁。

## 五 ルクセンブルク

ローザ・ルクセンブルクも階級一元論の立場から民族問題にアプローチした。彼女はレーニンの唱える民族自決政策もナショナリズムへの譲歩だとして厳しく拒絶した。彼女の民族自決権否定の論拠は多岐にわたっているが、その中の一つに階級社会の理論がある。彼女は次のように説く。

我々が民族自決権について語る時、我々は民族という概念を一つの全体として、同質の政治的・社会的単位として理解している。しかし、階級社会には同質の社会的全体としての民族は存在せず、反対に各々の民族の中に敵対的な利害と権利とをもつた諸階級が存在する。最も粗い物質的諸関係から、最も纖細な道徳的諸関係にいたるまで、所有階級と階級意識あるプロレタリアートが同一の行動をとり、彼らが団結した「国民全体」として行動するような文字どうり一つの社会領域といったものは存在しない。したがって、今日の社会主義政党は、民族問題を考慮するに際し

て、とりわけ階級対立を考慮に入れなければならない。階級利害の対立している社会にあっては、あらゆる他の問題と同じく、民族問題に関しても、全階級に共通する解決法といったものは存在しない。だから、全国民に共通する民族自決権の要求といったものは、階級社会においては決して実現されることのない「空辞」である。それゆえ、社会民主党が呼びかけるべきものは、民族自決権ではなく、もっぱらプロレタリアートの自決権のみである。

さらに進んで、彼女は民族自決権の要求が、実際に被抑圧民族たるポーランド民族に適用された場合、階級的立場と民族的立場とが鋭く対立する場合の起りうることを次のように説く。

もし民族自決権の承認によって、ポーランドにブルジョア民族主義者の政府ができ、彼らがポーランド民族の自決を掲げて行動し、他方でポーランド社会民主党が、この政府に反対してプロレタリアートの自決を掲げて行動すると、いうような事態が起つた場合には、全体党としてのロシア社会民主党は一体そのどちらをポーランド国民の真の自決として認めるべきであろうか、という問題である。階級的立場を貫こうとすれば、ポーランド社会民主党を支持しなければならなくなる。だが、その場合には民族自決権のスローガンはそのままプロレタリアートの自決権と同じものになり、階級的立場の单に人を惑わすような言い換えにすぎなくなる。反対に、民族自決権を重視すれば、ブルジョア民族主義者の政府を支持しなければならないことになる。しかし、その時にはみずから階級的立場を裏切り、ポーランドの同志に敵対することになる。かくして奇妙な政治的二元主義が登場し、この二元主義は、民族的立場と階級的立場の不一致を、全国家的な労働者党の立場と個々の民族の政党——これらの政党が集まって全国家的な労働者党を作り上げている——の立場の間の衝突という形でドラマティックに表現することになる。<sup>(1)</sup>

民族的立場と階級的立場とが正面から衝突するという事態は、実際にロシア十月革命後にやつてきた。ほとんどすべてのマルクス主義者が期待していたようなヨーロッパ全土における革命が成功すれば、そのようなことは起らなかつ

たであろうが、実際にはロシア一国でしか革命が成功せず、まわりはすべて帝国主義国によつて取り囲まれるという状況になつた時、民族自決権の要求と革命の利益とは正面から対立することになつた。かつてロシア帝国を構成していたフィンランド、ウクライナ、ポーランド、バルト諸国、コーカサスなどの諸民族は、レーニンの認める民族自決権を利用して、ブルジョアジーのヘゲモニーのもとに、ロシア帝国から離脱し、ドイツ帝国主義と同盟して、反革命の旗をロシア帝国内に担ぎ込むことになつてしまつたからである。ルクセンブルクは一九一八年に獄中で『ロシア革命論』を執筆して、レーニンの民族自決政策を厳しく批判した。彼女はいう。民族自決権の承認は、①ロシア帝国を解体させ、②反革命をイデオロギー的に正当化し、③ロシア帝国内へ反革命を持ち込む「トロイの木馬」の役割を果たしたのみであつた。<sup>(2)</sup>と。

では一体どうすればよかつたというのか。ポーランドの独立に反対し、ロシア帝国とロシア領ポーランドのプロレタリアートの民族を越えた團結を終始主張してきたルクセンブルクの政策は、その死にいたるまで変わることはなかつた。彼女は「ロシア帝国の全領土にわたる革命的諸勢力の緊密な結束を図ること」「ロシア帝国の全版図を革命地域として必死に守ること」「すべての民族のプロレタリアの團結と一体性を政治の至上命令としてあらゆる民族独立要求に対立させること」<sup>(3)</sup>を主張した。つまり、モスクワからの二元的なプロレタリアートの自決権の主張である。かくして、ルクセンブルクもすでにみたスターリンと同じ立場に立つことになった。いやむしろスターリンの方がルクセンブルクと同じ立場に移行したというのがより正確であるが。

このようにルクセンブルクは政治的には徹底したインターナショナリストであつて、ナショナリズムにいささかも譲歩していない。ところが彼女は文化的にはナショナリストであつて、ポーランドの民族文化は絶対に擁護すべきものとしたのである。彼女は早くからポーランド文学に親しみ、とくにポーランドの愛国詩人アダム・ミツキエヴィッ

チをゲーテ以上に愛好したといわれている。一八九八年に、彼女はミツキエヴィッチ生誕百年を記念して、彼を讃える珠玉の一文を草し、階級意識をもつたプロレタリアートのみが、政治的に破産した民族主義の文化的側面の守り手となりうる唯一の階級であるという信念を吐露している。<sup>(4)</sup>

この信念の上に立って、彼女はロシア政府およびドイツ政府の民族性剥奪政策（母語の禁止や宗教の強制など）を厳しく論難し、「民族性擁護」のスローガンを掲げるのである。ロシア化政策を批判した代表的論文として「非民族化について——フルコ総督の統治十周年に際して」<sup>(5)</sup>を、またゲルマン化政策を批判したものとして「民族性の擁護のために」<sup>(6)</sup>を挙げることができる。これらの論文の中で、彼女は母語で授業の行われる学校に通学する権利、公的生活においても私的生活においても母語を使用する権利を特に強く要求している。

そして、この「民族性の擁護」を制度的に保障するものが「ポーランドの自治」であるという。「ポーランドの自治的自由」という言葉は、比較的早くから彼女の論文に登場していたが、その具体的な内容は明らかではなかった。この要求がはつきりと綱領の中に定式化されたのは、一九〇五年のことであり、それが彼女によつて解説されたのは、一九〇六年になつてからである。『我々は何を望むか——ポーランド王国・リトアニア社会民主党綱領解説』の中で、ルクセンブルクは、ロシア帝国の中で特殊にポーランド王国のみに国内自治を要求し、その根拠を「ロシア帝国の中では、我々の国は、文化生活においても、また部分的には経済的・社会的関連においても、帝国の他の部分とはある程度異なつた特殊な統一体をなしている」<sup>(7)</sup>という点に求めている。そして、具体的にポーランド人の議会、ポーランド人の学校、ポーランド人の裁判所やその他の諸機関の必要を説いているのである。ポーランド・プロレタリアートは、ロシアのプロレタリアートと共に政治的権利や共和主義的自由を闘い取るために、ロシア・プロレタリアートと共通の基盤の上に立つて共同行動をとらねばならないが、日常的経済闘争およびポーランド・プロレタリアート

に直接関係するような日常問題——たとえば、学校制度、裁判所制度、地方行政、救貧制度、地方財政の問題など——を解決するためには、これらの問題が本国のブルジョアジー、貴族、小ブルジョアジーと密接に関係する問題であるので、どうしても国内自治の要求が不可欠だというのである。

このようにルクセンブルクは、政治的には徹底したインテナショナリストであったが、文化的にはナショナリストであった。彼女はポーランドの独立には反対したが、ロシア帝国内でただひとりポーランド民族のみには国内自治が認められるべきであると主張したのであった。この間にジレンマはないであろうか。彼女は民族自決権を否定する時には、民族を階級に解体し、民族共通の課題はあり得ないことを強調した。だが、民族自治を主張する時には、民族共通の課題のあり得ることを認めざるを得なかつた。それは、前掲の『綱領解説』の中で、ポーランド国内の日常的諸問題は、本国のブルジョアジー、貴族、小ブルジョアジーと密接に関係する問題である、と述べているところから明らかであるし、そのすぐ後には「全国民の利益」(die Interessen des ganzen Volkes)<sup>(8)</sup> とこう表現が出てくるところからも明らかである。この Volk という表現を「国民」と訳せば、「民族」と訳そると、あるいは「民衆」と訳そるとも、文脈からいって、これがポーランド民族全体を指していることは明らかである。つまり、彼女はここで階級の別を越えてポーランド民族全体の利益のあり得ることを認めたのであった。

たしかに、彼女は前掲の諸論文「アダム・ミツキエヴィッチ」や「民族性の擁護のために」において、民族性を擁護しようと努力するのは、もっぱらプロレタリアートのみであり、他の諸階級は、いつでも自分たちの物質的利益のために民族同胞を裏切る用意のある信用できない分子にすぎないと述べて、階級的視点を貫こうと努力してはいる。しかし、「民族性の擁護」という点では支配階級にも異論のあらうはずはない。彼らとて他民族の言語や宗教を強制されるふとを望まぬであろう。この点では階級を越えてすべての人々が団結しあるのである。彼女は、政治問題を論

ある時には、一貫して階級―元論の立場に立ち続けたが、ポーランダ民族自治論を展開する時には、たとえ文化の領域に限られたものであるとは云々、ナショナリズムの立場に移行せざるを得なかつたのであつた。この間のジレンマを彼女ははたして直視してゐたであらうか。

- (1) 丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』(福音出版社、一九七四) 四七一七〇頁。加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と田沢』(福音社、一九八四) 二九一六〇頁。
- (2) Rosa Luxemburg, Zur russischen Revolution in : Rosa Luxemburg Gesammelte Werke — 編 R. G. W. ルクス — Diez Verlag Berlin, 1974. Bd. 4. S. 351. 伊藤成彦・丸山敬一訳『ロシア革命論』(福音社、一九八五年) 二八頁。
- (3) Ibid., S. 350. 編 二七五頁。
- (4) R. G. W., Bd. I-1, S. 307. 編『マルクス主義と民族問題』一七九一八〇頁。
- (5) Jürgen Hentze (Hrsg.) Rosa Luxemburg, Internationalismus und Klassenkampf. Neuwied und Berlin, 1971. S. 39-43.
- (6) R. G. W., Bd. I-1, S. 810-828.
- (7) R. G. W., Bd. II, S. 55-56.
- (8) Ibid., S. 56.

## 六 バウアーメ

オットー・バウアーメは、属地主義と属人主義に基づく民族自治をオーストリア・ハンガリー帝国内のすべての民族に認めるところ民族政策論を提出した人として知られる。彼の場合にも、カール・レンナーと同じく属地主義が主要原理であった。これは民族を言語領域にしたがって地域的に区切り、各民族は、その中で独立した国家を形成し、完

全な民族自治を認められ、全体としてのオーストリアは、こうした民族自治国家の連合体（民族性に基づく連邦国家）になるべきだというものである。もし、オーストリアの諸民族が地域的に截然と区画される形で居住していれば、オーストロ・マルクス主義者の民族自治論は、この属地主義だけで十分であったであろう。だが、現実のオーストリアには諸民族の混住状態があつた。こうした状態は、かつては農民の植民が生み出した——古い言語の島の形成——ものであつたが、現在では、資本主義の発展がこれを生み出している。たとえば、ドイツ資本がドイツ・ベーメンやドイツ・ウィーンの真中に工場を建ててチェコ人を大量に呼び入れるというような場合には、そこに新しい言語の島が形成され、民族の混住は一層進むのである。古い言語の島が徐々に衰退していくのに反して、新しい言語の島の形成は、資本主義の発展とともに今後ますます進むであろう。大都市の労働者街にはさまざまな民族に属する人々が混淆して住むという状況もまた生み出される。このような事実は、民族自治のためにどのように線引きをしても必ず民族的少數者を含むことになるということを意味する。つまり、多民族国家オーストリアにあつては、民族的に純粹な居住地域の画定は初めから不可能なのである。

そこで補助原理として属人主義の原理が登場する。これは、民族を領域団体としてではなく、民族性にしたがって純粹な人的結合として構成しようと/orするものである。すなわち、成人に達した市民は、みずからどの民族に所属するかを自由に申告し、この申告に基づいて民族台帳を作成し、居住地域にかかわりのない民族団体へと構成されるというものである。一つの町の中で、二、三の民族が相並んでお互いに邪魔されることなく、民族自治を行い、民族的教育制度をたてることになるであろう。ちょうど一つの町の中で、カトリック教徒、エヴァンゲリッシュ、ユダヤ人が相並んで独立して宗教活動を行っているように。

このように属地主義と属人主義に基づいて構成される民族団体の主要な課題は、バウアーよれば、①民族学校の

創設と維持、②官庁や裁判所での言語問題の解決、の二点である。いざれも言語問題にかかわるものである。このことは、オーストリア・ハンガリー帝国の民族問題が、当時主として言語問題をめぐって発生していたことによる。それゆえ、バウアーにとっては、母語によって教育を行い、自分たちの文化を伝授する民族学校の創設と維持、および官庁や裁判所において、多数者の言語を知らないことによって起る不利益から民族的少数者を守ってやる制度の創設こそが、民族間に平和をもたらすための主要な手段であると思われたのである。

ところで、バウナーの階級的視点は一体どこに貫かれているのだろうか。彼の大著『民族問題と社会民主主義』には、いたる所にプロレタリアート、労働者階級、社会主義という言葉が出てきて、「民族自治は、プロレタリアートの階級闘争の必然的目標である」<sup>(1)</sup>と述べられている。民族自治こそがプロレタリアートに最もふさわしい民族政策だというのである。しかし、この政策は遠い未来の——マルクス主義者が夢想する——無階級社会に適用されるものではなく、現下の階級社会において実現すべく提案されているものである。そうであれば、民族自治政策が円滑に遂行されるためには、すべての階級の協力が不可欠である。事実バウナーは、ブルジョアジー・小ブルジョアジー、農民なども全國家機関を麻痺させるような民族闘争の激しさに耐えかねて、次第に民族的和解を求める傾向をもち始めていることを指摘し、これが民族自治の勝利を保障すると述べている。つまり、民族自治を実現するためには、すべての階級の協力が不可欠なのであって、プロレタリアートはここでは階級闘争を行っているわけにはいかないのである。<sup>(2)</sup>それゆえ、他の所ではいざ知らず、民族政策論を展開している部分では、バウナーはマルクス主義者であることをやめて、ナショナリストの立場に立っているのではないであろうか。

上条勇氏は、ルクセンブルクが一方で階級を越えた民族共通の課題はないと強調しながら、他方でポーランドの民族自治を唱えたために、階級的立場と民族的立場のジレンマに陥ってしまったと指摘した。<sup>(3)</sup>これに対して太田仁樹氏

は、もしそうであるなら、バウアーの方こそより一層のジレンマに陥ったはずではないかと批判した。ルクセンブルクについて正しく指摘していることを、バウアーについて指摘しないのは、はなはだしく不公平ではないか、というわけである。<sup>④</sup>私は民族自治論を展開する際バウナーは、少なくとも文化論の領域において、ルクセンブルク以上にマルクス主義者の立場を放棄して、ナショナリズムの立場に移行してしまっていたのではないかと思う。もし彼があくまでもマルクス主義の立場に立ち、プロレタリアート一元論、階級闘争至上主義の立場に立っていたら、上述のような民族自治論を展開することはできなかつたはずである。彼は階級的立場を放棄してはじめて民族自治論を構想することができたのであつた。

ここで我々は、レーニンが一国の文化を民族文化と国際文化に二分していたことを思い出さねばならない。民族文化一般は、地主、僧侶、ブルジョアジーの文化であり、プロレタリアートの文化は民主主義的、社会主義的要素をもつた国際文化だというのである。レーニンは激しくいう。「『民族文化』一般的ための闘争——これは無条件にノーだ」<sup>⑤</sup>と。これはレーニンが文化の領域にも階級闘争を持ち込まなければならぬことを自覚していたことを意味する。民族文化全体を擁護するといえば、支配階級にも異論のあろうはずはなく、全階級に共通の民族的課題になつてしまふ。文化的領域でも階級闘争を遂行するためには、文化を支配階級の文化(=民族文化)とプロレタリアートの文化(=国際文化)に二分し、後者のみを支持するといわなければならなかつたのである。

それゆえ、インター・ナショナリスト・レーニンの目から見れば、民族文化全体の擁護を唱えるバウナーはナショナリスト以外の何者でもなく、彼の主張する「文化的=民族自治論」は「搾取のない、つかみ合いのない、小ぎれいな民族主義」「洗練された民族主義」<sup>⑥</sup>にほかならしいのであつた。

カウツキーもバウナーを批判して、①民族を言語共同体としてでなく、文化共同体として理解したため、②またそ

の文化共同体を民族的性格と国際的性格に分けることなく、総体としての文化の共同体として把握したため、民族的契機のあまりに過大な評価と国際的契機の完全な無視にたち到つてしまつたと述べた<sup>(7)</sup>。

- (1) Otto Bauer, *Werkausgabe*, Bd. 1. Wien, 1975. S. 371.
- (2) Ibid., S. 437-458. ベウラーもルクセンブルクも、プロレタリアートが民族闘争に煩わされる」となく純粹に階級闘争に専念であるための条件として、民族自治が必要だと考えていたようであるが、私にはこの論理は理解できない。一方で階級闘争をやりながら、他方で民族自治を実現であるものであるうか。
- (3) 上条勇『民族と民族問題の社会思想史』(梓出版、一九九四)三一四一五頁。
- (4) 太田樹「マルクス主義理論史研究の課題」(Ⅳ)『岡山大学経済学会雑誌』二七巻四号、一九九六年、一九四頁。
- (5) レーニン『民族問題にかんする批判的覚書』(大月書店、国民文庫)八〇頁。
- (6) レーニン『民族問題ノート』(大月書店、一九七七)六一頁。
- (7) *Ergänzungsshefte zur Neuen Zeit*. Jg. 26, Bd. 1, Nr. 1, 1908. S. 35. 拙訳「民族性と国際性」『中京法學』二二四卷一・二合併号、一九九九年、一一一頁。

## 七 むすび

「民族と階級」というテーマは「労働者は祖国をもたない」と云う『共産宣言』のテーマがそのまま信じられ、プロレタリアートがア・ブリオリにインター・ナショナルなものだと考えられていた時代にのみ成り立つるものであった。一九一四年夏の第二インターの崩壊も、一九一〇年の赤軍のワルシャワ遠征の失敗とともに「プロレタリアが祖国をもつ」ものであることを示した。プロレタリアにとっても「民族を越えた階級的結びつき」よりも「階級を越えた民族的結びつき」の方が、はるかに強いことが証明された今日においては、もはや階級一元論の立場から民族問題

にアプローチすることは不毛であろう。民族問題は、すべての階級を含む一つの民族全体の問題として独自に解明されなければならない。<sup>①</sup>

(1) しかし、ナショナリズムは自民族中心主義と排外主義を核とする大変危険なイデオロギーである。マルクス主義者は階級の立場、すなわちインターナショナリズムの立場からナショナリズムの暴走に歯止めをかけようと努力したが、うまくいかなかつた。我々はナショナリズムの危険を防止するための、マルクス主義に代わる原理を一体どこに見出すべきであろうか。

(1000・五・三〇)